

整骨院や接骨院では、健康保険が使えないことがあります

☎ 保険年金課 ☎32-2071

整骨院や接骨院などで受ける施術には、症状によって健康保険が使えないものがあります。施術を受ける前に、健康保険が使えるかどうかを、よく確認しましょう。

健康保険が使える施術

- 打撲、捻挫、挫傷、脱臼、骨折
- ※脱臼や骨折の施術は、医師の同意書が必要です
- ※応急手当時は、施術後に医師の同意書が必要です



健康保険が使えない施術（全額自己負担）

- 肩こり、腰痛（日常生活での疲労によるもの）
- 筋肉疲労、筋肉痛（スポーツなどによるもの）
- 加齢からくる痛み（けがが原因ではないもの）
- 慢性病からくる痛みやしびれ（脳疾患後の後遺症、神経痛、リュウマチなど）
- 症状の改善が見られない長期の施術（漫然とした施術）
- ※健康保険を使った施術が、後で、健康保険が使えない施術と分かった場合、医療費の返金を請求することがあります



医療費の給付は、皆さんの大切な保険料で賄われています。医療費の適正給付にご理解、ご協力ください

施術を受ける際の注意点

- 負傷の原因を正しく伝える
原因によっては健康保険が使えません。
- 領収書は必ずもらう
医療費通知で金額、日数の確認をしてください。医療費控除を受ける際にも必要です。
- 署名は自分で行う
療養費支給申請書に記載されている内容に間違いがないかを、必ず確認してください。
- 病院の治療など重複受診はしない
同じ症状で、同じ時期に柔道整復師の施術と医療機関の治療は受けしないでください。



交通事故などのけがの治療には届け出が必要です

☎ 保険年金課(国民健康保険係：市役所1階9番窓口)☎32-2071
☎ 保険年金課(高齢者医療係：市役所1階8番窓口)☎32-2073

交通事故など本人以外の行為で被ったけがや病気の治療費は、本来、過失割合に応じて加害者と被害者双方が負担するものです。

しかし、健康保険を使って治療を受けられる場合があるので、必ず、届け出をしてください。



届け出をするとどうなるの？

双方が負担すべき治療費を、健康保険が立て替え払いを行い、後日、相手方の保険会社に立て替え分を請求します。

届出先 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者＝保険年金課、その他の健康保険加入者＝加入している健康保険の窓口

持ってくるもの 健康保険証、印鑑(スタンプ印不可)、事故証明書

※届け出が無い場合、治療内容などによって、けがや病気の原因を問い合わせることがあります
※詳しくは、お問い合わせください

老齢年金の源泉徴収票が送付されます

☎ 津山年金事務所(田町) ☎31-2360
☎ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

老齢年金の受給額が108万円以上(65歳以上の人は158万円以上)の人は、所得税を源泉徴収されています。

日本年金機構では、厚生年金や国民年金の老齢年金を受給する人に「源泉徴収票」を送付しています。

対象者 平成25年1～12月に老齢年金を受け取った人

記載内容 平成25年中の年金総額、源泉徴収額、控除内容など

送付時期 平成26年1月中

※障害年金や遺族年金は非課税です。源泉徴収票は送付されません

※源泉徴収票は再交付ができます。近くの年金事務所にお問い合わせください



年末年始の各支所への電話連絡

☎ 財政課 ☎32-2021

市では、年末年始に電話設備の点検作業を行います。作業期間中は、各支所の直通電話番号が使用できません。各支所に電話をする人は、臨時電話番号をご利用ください。

作業期間 12月28日(土)～平成26年1月5日(日)の終日

各支所の臨時の電話番号

支所名	電話番号	支所名	電話番号
阿波支所	46-2011	勝北支所	36-5111
加茂支所	42-3111	久米支所	57-3111



がん検診・特定健診を実施します

☎ 健康増進課(津山すこやか・こどもセンター1階) ☎32-2069

市内の医療機関などで受けられるがん検診や特定健診の受診期限は、平成26年1月31日(金)までです。皆さん早めに受診しましょう。

また、市では、期限内に受診できなかった人を対象に、がん検診や国民健康保険(国保)の特定健診などを実施します。受診する人は、予約をしてください。

と き 平成26年2月20日(木)～22日(土)

と ころ 津山すこやか・こどもセンター(津山総合体育館東隣)

予約方法 健康増進課に電話で予約する

締め切り 平成26年2月10日(月)



健(検)診名	対象	69歳以下	70歳以上	受付時間
		特定健診	40～74歳の国保被保険者	
総合健(検)診	高齢者健診	後期高齢者医療制度の被保険者		600円
	肝炎ウイルス検診	40歳以上の未受診者	600円	300円
	胃がん健診	40歳以上の人	1,300円	500円
	大腸がん検診	40歳以上の人	500円	300円
	結核・肺がん検診	結核：65歳以上の人 肺がん：40歳以上の人	400円	200円
前立腺がん検診	50～69歳の男性	500円	—	
子宮がん検診	20歳以上の女性	1,300円	500円	
乳がん検診	視触診	30歳以上の女性	400円	200円
	視触診・マンモグラフィ併用	40～69歳以上の女性	1,700円	

受診券の再発行もすぐできます

健康増進課で、国民健康保険特定健診と高齢者健診の受診券の再発行や乳がん・子宮がん・大腸がん検診の無料クーポン券の再発行、受診料の減免申請ができます。※印鑑が必要です(スタンプ印不可)

受診料が安い

集団健(検)診は、集中して行うので、受診料が安くなります。

すべてのがん検診を実施

すべてのがん検診が受診でき、乳がん検診はマンモグラフィも併せて受診できます。40～50歳代は乳がんの発生率が高い年代といわれているので、特にマンモグラフィの受診をお勧めしています。

託児サービスを用意

午後からのがん検診では、託児サービスを用意しています。小さい子どもがいる人も安心して受診してください。

※今年度分の受診券や減免券・がん無料クーポン券は、有効期限を過ぎていても使えます